

令和2年第2回平取町議会定例会（開会 午後2時30分）

議長

ただいまより本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は11名で会議は成立いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、3番四戸議員、4番中川議員を指名します。

日程第2、議案第22号令和2年度平取町一般会計予算

日程第3、議案第23号令和2年度平取町国民健康保険特別会計予算、

日程第4、議案第24号令和2年度平取町後期高齢者医療特別会計予算、

日程第5、議案第25号令和2年度平取町介護保険特別会計予算、

日程第6、議案第26号令和2年度平取町簡易水道特別会計予算、

日程第7、議案第27号令和2年度平取町国民健康保険病院特別会計予算、以上、議案6件を一括して議題とします。令和2年度平取町各会計予算につきましては、予算審査特別委員会に付託して審査しておりますので、その結果について委員長に報告を求めます。2番高山議員。

2番  
高山議員

2番高山です。それでは予算委員会の令和2年度の各会計予算審査報告について、口頭でもって報告をさせていただきたいと思っております。報告の前に、まずもって委員各位には連日長時間に渡りまして、熱心に議案の審議をいただきまして厚くお礼申し上げるところでございます。また町長始めとする理事者の方々、課長各位の審査に寄せられました説明等への協力に対し、深く感謝申し上げるところでございます。それでは令和2年第2回定例会において、当予算審査特別委員会に付託されました議案第22号から27号までの令和2年度平取町各会計予算の6議案について、審査の経過と結果を会議規則第75条の規定により報告を申し上げたいと思っております。当委員会は先に提案説明のあった予算の審議にあたり、質疑等を通じて疑問点をただしながら予算内容の細部にわたり慎重なる審査を行ってまいりました。また過去に行った一般質問や委員会審議での議論を十分反映した予算案となっているかという点についても審査の重点事項としたところであります。令和2年度各会計予算案は、一般会計をはじめとして総額96億8880万円で、前年度当初予算と比較すると8.1%の増となるものでありますが、第6次総合計画と連動する財政収支計画に沿って編成されたものと判断するところであります。なお審査の過程において今後改善に向けての指摘要望事項がありますので、以下その概要を申し上げる次第でございます。初めに財源の確保についてであります。政府による各種景気浮揚策が積極的に講じられ、雇用、所得環境の改善により景気は回復傾向にあるということのようですが、自主財源の乏しい地方財政におきましては、依然として厳しい経済状況で推移していくものと予想されます。このようなことから、町税や各種使用料等については自主財源の確保を図るため、効果的な徴収方法による収納率の向上とともに、令和2年4月改定の平取町債権管理基本方針に基づ

き、適正な債権処理をもって、納税者の公正公平感を失うことのないよう万全を期されることを強く要望します。また全国的なPRにより、産業や観光などのさまざまな面で当町の地域活性化への可能性も広がるふるさと納税制度について多くの寄附金が見込まれておりますが、宣伝方法や返戻品などの創意工夫による事業展開で将来を見据えた効果的な基金運用計画の構築を期待します。次に歳出であります。農林業振興、商工業振興を始めとする各産業、子育てや生活支援、福祉施策など幅広く各種施策など率先して実施あるいは予定されていますことに深く敬意を表します。しかし、このような事業の実施に当たっては限られた一般財源を活用し事業が実施されることとなりますが、このためには歳出の抑制が必要となってきたところでございます。また令和元年5月に施行されたアイヌ施策推進法により、アイヌ施策推進交付金が創設され、交付金を活用したさまざまな事業が計画されています。この事業の実施により、生業として自立できるような事業となることを望みます。近年、気候変動により災害がいつ起きるかわからない状況になっておりますが、防災減災対策に十分対応をお願いするところでございます。また熱電力の低炭素化、災害時におけるエネルギー確保を目的とした木質バイオマスの設備事業につきましては、全体の事前準備を行って実施するよう望むところでございます。各公共施設は年数の経過とともに老朽化が進み、補修等が高額で推移しているため、各分野における無駄遣いを洗い出し、経常経費の総体的な節約を図れるよう望みます。また、各種情報システムは住民サービスの情報提供を行う上では必要不可欠ではありますが、各課の業務において、その委託料や保守料が年々増加しています。コスト削減も視野に入れた取り組みを図られるよう強く望みます。いずれにしましても、限られた財源をより効果的・効率的に運用させるため、町民ニーズを充分把握しながら、一般会計の健全な運営を後年度に引き継げるような財政運営を強く要望するものです。次に特別会計についてであります。国民健康保険特別会計について、各種保健活動を通じて、被保険者の健康管理、健康教育等に努め、医療費の削減が図られるよう努力願います。次に介護保険特別会計についてであります。平成30年度から始まっている第7期の高齢者保健福祉・介護保険事業計画の最終の年となりますが、これまでの計画の事後評価のもと、一層質の高い介護サービスの展開を図られることを期待します。次に簡易水道特別会計であります。今までも配水管の老朽化により毎年布設替を行っておりますが、水道水は町民のライフラインともなっていることから、改修計画に沿って早急かつ効率的な改修に努められるとともに、日常における各施設の維持管理に努め、水道料金の低廉化と良質な生活用水が町民に供給されるよう配慮願います。次に国民健康保険病院特別会計であります。これまで診療体制の充実に向けて努力をされていますが、一般会計からの繰入については3億3000万円余りと依然として高額で推移し、厳しい経営が続くことが見込まれています。昨年7月から新病院での運営も始まり、さらに地域に密着した質の高い医療サービスを継続していくため、病院経営の危機的状況を勘案し、

地域住民・議会・町理事者・病院スタッフが共通認識の下で、健全な経営の安定化が早期に図られるよう強く望みます。最後に、新型コロナウイルス感染拡大による影響が、業種や地域、また国内外を問わず、幅広く及んでいます。医療・財政・金融などを含め、平取町として対応可能な支援を望みます。以上、当委員会における指摘要望事項であります。いずれにしましても、効果的かつ適正に本予算を執行されますよう期待しているところでございます。なお、お手元の報告書のとおり、令和2年度平取町一般・特別会計予算の6議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上をもちまして、予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長

予算審査特別委員会委員長より報告がありましたとおり、議案第22号から議案第27号までの令和2年度平取町各会計予算については原案のとおり可決すべきものと決定したとの報告であります。質疑を省略し討論を行います。日程第2、議案第22号令和2年度平取町一般会計予算に対する討論を行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。反対討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第2、議案第22号令和2年度平取町一般会計予算は委員長の報告どおり可決されました。日程第3、議案第23号令和2年度平取町国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第3、議案第23号令和2年度平取町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告どおり可決されました。日程第4、議案第24号令和2年度平取町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第4、議案第24号令和2年度平取町後期高齢者医療特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。日程第5、議案第25号令和2年度平取町介護保険特別会計予算に対する討論を行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第5、議案第25号令和2年度平取町介護保険特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。日程第6、議案第26号令和2年度平取町簡易水道特別会計予算に対する討論を行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。反対討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第6、議案第26号令和2年度平取町簡易水道特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。日程第7、議案第27号平取町国民健康保険病院特別会計予算に対する討論を行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。反対討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第7、議案第27号令和2年度平取町国民健康保険病院特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第28号工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道  
課長

追加議案になります。議案第28号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。この工事につきましては3月6日に入札を執行いたしましたが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき議会の議決を得ようとするものでございます。工事名、奥地林道ヌタツブ線災害復旧工事、4・5・6・7・8号箇所、工事場所、沙流郡平取町字川向地内、工事概要、施工延長L=540メートル、土工、路盤工、舗装工、その他擁壁工、排水施設工、法面保護工、各一式であります。請負金額は1億5730万円、請負契約者は沙流郡平取町字荷菜40番地6、株式会社小林組、代表取締役小林史明氏であります。なお工期につきましては令和3年1月29日であります。本工事における入札参加者は、日新建設株式会社、有限会社楠建設、株式会社小林組、株式会社五十嵐工業株式会社平村建設の5社であります。なお落札率につきましては97.6%でございます。以上、ご説明申し上げましたのでご審議のほどをよろしく願います。

議長

ただいま説明を終了しましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第8、議案第28号工事請負契約の締結については原案のとおり可決しました。

日程第9、議案第29号工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道  
課長

議案第29号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。この工事につきましても3月6日に入札を執行いたしました。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき議会の議決を得ようとするものでございます。工事名、奥地林道ヌタツブ線災害復旧工事9、10号箇所、工事場所、沙流郡平取町字川向地内、工事概要、施工延長L=251メートル、土工、路盤工、舗装工、その他擁壁工、排水施設工、法面保護工、各一式であります。請負金額は1億4740万円、請負契約者は沙流郡平取町字紫雲古津200番地5、日新建設株式会社、代表取締役津川司氏であります。工期につきましては令和3年1月29日であります。本工事における入札参加者は、日新建設株式会社、有限会社楠建設、株式会社小林組、株式会社五十嵐工業、株式会社平村建設の5社であります。なお落札率につきましては98.0%であります。以上、ご説明申し上げましたのでご審議のほどよろしく願います。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第9、議案第29号工事請負契約の締結については原案のとおり可決しました。

日程第10、議案第30号工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道  
課長

議案第30号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。この工事につきましても3月6日に入札を執行いたしました。議会の議決に付すべき契

約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき議会の議決を得ようとするものでございます。工事名、奥地林道二風谷線災害復旧工事1号箇所、工事場所、沙流郡平取町字荷負地内、工事概要、施工延長L=143メートル、土工、路盤工、杭打工、擁壁工、アンカー工、地下排水除去工、排水施設工、法面保護工、各一式であります。請負金額につきましては、1億9910万円、請負契約者は沙流郡平取町字紫雲古津200番地5、日新建設株式会社、代表取締役津川司氏であります。なお工期につきましては令和3年3月19日であります。本工事における入札参加者は日新建設株式会社、有限会社楠建設、株式会社小林組、株式会社五十嵐工業、株式会社平村建設の5者であります。落札率につきましては98.5%でありました。以上、ご説明申し上げましたのでご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第10、議案第30号工事請負契約の締結については原案のとおり可決しました。

日程第11、発議第1号特別委員会の名称変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。8番井澤議員。

8番  
井澤議員

それでは特別委員会の名称変更について提案理由をご説明いたします。令和元年、昨年5月にアイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律、通称、アイヌ施策推進法が施行されました。このことを踏まえ、従来のアイヌ文化の振興を目的とした施策から、総合的な施策推進を網羅する基本的な考え方を示す平取町アイヌ総合施策推進基本計画が令和2年4月から策定されることから、表現の整合を図るために所要の変更を行うものであります。変更する特別委員会の名称は、現在のアイヌ文化伝承推進特別委員会をアイヌ総合政策推進特別委員会に変更いたします。なお、変更日は令和2年4月1日からといたします。提出議員は私、井澤、賛成議員は萱野議員、金谷議員、木村議員、鈴木議員です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第11、発議第1号特別委員会の名称変更については原案のとおり可決しました。

日程第12、決議案第1号民族共生の未来を切り開く決議案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。6番櫻井議員。

6番  
櫻井議員

6番櫻井です。それでは民族共生の未来を切り開く決議案についてご説明いたします。皆さんご存じのように北海道には弥生時代がなく、13世紀ぐらいまで縄文、擦文時代が続き、蝦夷地のアイヌの人々は狩猟や漁労により独自の文化を形成しておりました。2019年4月にはアイヌ新法が成立しアイヌ民族が先住民族であると初めて明記されました。このようなことから道内各地の町村から先頭に立って民族共生社会をつくり上げていくという決意を表明したく、決議案を提案いたします。提出議員は私、櫻井です。賛成議員は金谷議員、高山議員です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第12、決議案第1号民族共生の未来を切り開く決議案は原案のとおり可決しました。

日程第13、意見書案第1号厚生労働省による地域医療構想推進のための公立公的病院の再編統合に抗議し地域医療の拡充を求める意見書案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。4番中川議員。

4番  
中川議員

意見書案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

(意見書案 朗読)

以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について、原案の

とおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第13、意見書案第1号については原案のとおり可決しました。

日程第14、意見書案第2号介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。4番中川議員。

4番  
中川議員

介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書案。

(意見書案 朗読)

以上です。ご審議のほどよろしく願います。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第14、意見書案第2号については原案のとおり可決いたしました。

日程第15、意見書案第3号看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書案の提出についてを議題といたします。提出議員からの説明を求めます。4番中川議員。

4番  
中川議員

看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書案。

(意見書案 朗読)

以上です。ご審議のほどよろしく願います。

議長

ただいま説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第15、意見書案第3号については原案のとおり可決しました。休憩に入ります。休憩中追加議案を配布いたしますのでよろしく



お願いいたします。

(休憩 午後 3時 7分)

(再開 午後 3時 10分)

それでは再開いたします。

お諮りいたします。

承認第1号閉会中の継続審査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って承認第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、承認第1号閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長からそれぞれ委員会において所管事務調査等について閉会中に継続審査及び調査を実施したい旨の申し出がありました。申出書はお手元に配布したとおりです。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することに決定しました。本定例会に付されました事件の審議状況を報告いたします。議案30件で原案可決30件。発議1件で原案可決1件。決議1件で原案可決1件。報告3件で採択3件。意見書案3件で原案可決3件。承認1件で決定1件、以上のとおりです。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。従って会議規則第6条の規定によりまして、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って本定例会は本日で閉会することに決定しました。令和2年第2回平取町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

それでは私のほうから一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

(議長 あいさつ)

続きまして、この3月31日の任期をもって退任されます遠藤副町長より、あいさつがあります。遠藤副町長お願いいたします。

副町長

(副町長 あいさつ)

議長

最後になりますが、川上町長よりごあいさつをお願いいたします。町長。

町長

(町長 あいさつ)

議長

町長ありがとうございました。長時間にわたり本当にお疲れさまでした。以上で終了いたします。

(閉 会 午後3時24分)